

# NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車監査指導部 (貨物担当)

(担当) 坂井・渡部

(電話) 06-6949-6448

平成30年4月20日

## トラック事業者に対する事業停止処分の実施について

今般、下記の通り、一般貨物自動車運送事業者に対する貨物自動車運送事業法第33条(※)の規定に基づく、一般貨物自動車運送事業の事業停止処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 処分年月日：平成30年4月20日

処分内容：一般貨物自動車運送事業の事業停止3日間

及び

事業用自動車の使用停止112日車(8両×14日)

2. 事業者名：株式会社 田島運輸 (法人番号 7120101033203)

事業者住所：大阪府羽曳野市郡戸52-1

代表者：田島 庄平

営業所：松原営業所 (大阪府松原天美我堂4-3-22)

保有車両数：76両

3. 監査の概要

平成28年7月14日兵庫県神戸市の阪神高速5号湾岸線において、当該事業者の事業用自動車が増突事故を引き起こしたことにより2名が死亡したことから、大阪運輸支局が平成28年7月15日及び同年11月15日に松原営業所に対し監査を実施した結果、乗務員の健康診断未受診、運転者に対する点呼の未実施及び定期点検の未実施などの貨物自動車運送事業法違反が判明しました。

4. 違反の内容

①営業所の位置の違反(無認可で営業所を新設)

(貨物自動車運送事業法第9条第1項)

(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)

- ②健康状態の把握違反（健康診断の未受診）  
（貨物自動車運送事業法第17条第1項）  
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）
  
- ③点呼の実施義務違反  
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）  
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項）
  
- ④乗務等の記録違反  
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）  
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）
  
- ⑤運転者台帳の作成義務違反  
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）  
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）
  
- ⑥運転者に対する指導及び監督違反  
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）  
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）
  
- ⑦運転適性診断受診義務違反  
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）  
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）
  
- ⑧定期点検整備の未実施  
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）  
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条）  
（道路運送車両法第48条）
  
- ⑨運行管理者の選任違反（必要な員数の未選任）  
（貨物自動車運送事業法第18条第1項）  
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）
  
- ⑩自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反  
（貨物自動車運送事業法第24条）  
（自動車事故報告規則第3条）

※ 貨物自動車運送事業法第17条第1項から第3項まで、第18条第1項並びに第22条第2項及び第3項による違反行為にかかる日車数の総和が270日車以上の340日車となったため、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年10月1日近運自監公示第14号、近運技保公示第9号）記5事業停止処分（2）、（3）及び（6）の規定により事業停止期間が3日及び輸送施設の使用停止が112日車となった。

(※) 貨物自動車運送事業法より抜粋

第33条

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第3条の許可を取り消すことができる。

- 1 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第83条若しくは第95条の規定若しくは同法第84条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 2 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

配布先  
青灯クラブ  
陸運記者会(トラック部会)